

平成 29 年 10 月 1 日

会員各位

協同組合近畿整骨師会
理事長 田村公伸
保険部長 川本大作

— 保 険 部 連 絡 —

柔道整復師の施術に係る療養費に関する通知の改正について

平素は本会運営に御協力を賜り誠に有難うございます

さて、本会は社会保障審議会（医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会）において、審査会の強化、亜急性の問題について播磨弁護士にも相談し法的見解も交え訴え議論してまいりましたが、結論も合意もなされぬまま、審査会の強化に関する改正通知が平成 29 年 9 月 4 日付で局長通知、課長通知という形で発出されました

今回の改正には療養費の支給制度に関し多くの制度上の問題点をはらんでいます

本会としては、審査会の強化とは、全国的に統一した審査基準、審査委員構成の身分と資格の公平性、内規の撤廃、すべての申請書が審査会を経由する。すなわち審査会に委任していない自由裁量による点検支払いをしている健康保険組合を無くすことがなされていない。今、健康保険法上何の根拠もない通知による小手先の改正により審査会及び委任していない保険者に調査権を与えカルテの提示を求めるような権限を与えることを危惧し、本通知の無効を訴え厚生労働省と交渉を行ってまいりましたが想定外の衆議院解散に伴い一時中断となり現在に至っております。今回近畿厚生局より 9 月 22 日付で本年 10 月 1 日から適応される旨書面での連絡が届いております。不本意ながら改正に伴う業務上、請求上の対応、対策を行うことが必要となりましたので以下の内容につき、各会員におかれましては熟読の上、理解し対応していただきますようよろしくお願い致します。

本会としては今回の通知に関して、また今後予想される改正に関してもおかしいことはおかしいと訴えてまいりますのでご協力のほどよろしくお願い申し上げます

— 記 —

柔道整復施術療養費に係る通知の主な改正点

●違法な広告による患者の誘引の禁止

違法な広告により、患者が自己の施術所において施術を受けるように誘引してはならないことが明確化されました。

※厚生労働省は HP も広告と位置づけしております。HP 作成にあつたては内容により違法な広告の適応対象となりうる可能性がありますので気を付けてください

●患者紹介を受けて行った施術の療養費支給対象からの除外

施術所が、集合住宅・施設の事業者等に対して金品（いわゆる紹介料）を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術については、療養費支給の対象外となります。

●施術録の記載

患者に施術を行った場合には、遅滞なく施術録に必要事項を正確に記載すべきことが明確化されました。

※保医発 0904 第 1 号「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」の一部改正において患者に施術を行った場合には、遅滞なく必要事項を正確に記載との一文が加えられております。今まで以上にカルテの整備が求められます

●柔整審査会の権限の強化

療養費支給申請書の記載内容等について、柔整審査会が施術管理者等に対して照会を行い、回答を受けることができるようにするなど柔整審査会の権限の強化が図られます。

※現在はまだ、国保、協会けんぽ共に審査会において議題には上がっていませんが、保医発 0904 第 2 号課長通知「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について（通知）」において多部位、長期施術、頻回等とともに部位ころがしに関しても重点審査対象として明記されております。また、今回新たに（1）形式審査：記載内容に関する事項（2）内容審査：施術内容に関する事項（3）傾向審査・縦覧点検：同一施術所における施術傾向が明記されました。これらの内容を今までは審査会において調査する権限はありませんでしたが、保発 0904 第 3 号「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会に設置及び指導監査について（通知）」の一部改正において柔整審査会は、審査にあたり必要と認める場合は、柔道整復師から報告等を徴することができる。また、審査委員長

は療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められたときは、当該施術所を管轄する地方厚生（支）局又は都道府県知事に情報提供すること。とあり今後は審査会でも調査される可能性が大きく保険者だけでなく審査会においても調査し委員長の権限で不正の情報提供を行うことができるように改正されました

今まで会の方から連絡、注意を受けた会員に関しまして今後作為的ともとられる傾向的な支給申請書作成を行うと審査会へのカルテの提示や呼び出し等行われる可能性も考えられますのでそのような申請書の作成をくれぐれも行わないようにするとともに、今まで以上にカルテの整理と、初診時の問診や検査のデータを残し経過や処置を明確に記載し、患者との意思疎通を密に行っておく必要があります

●被保険者への不支給決定の通知

保険者等が療養費の不支給決定を行う場合は、被保険者に不支給決定通知を行うこととされました。

※被保険者すなわち患者への通知を行うということですので、万が一不支給決定となった場合は不支給決定の理由が患者へ通知されると共に、支払いを求める場合は柔道整復師側も不支給決定の把握をし患者に連絡を取り説明し施療料を徴収するなどの事態も考えられますので患者との意思疎通を密に行っておく必要があります

●保険者等が領収証の発行履歴の提示等を求めることができる仕組みの導入

保険者等や柔整審査会が、施術管理者に対して領収証の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分かる資料の提示及び閲覧を求めることができるようになりました。なお、資料の提示及び閲覧を求められた場合、施術管理者は速やかに応じる必要があります。

※保医発0904第1号「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」の一部改正において保険者等又は柔整審査会から、療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうか確認するために施術の事実等を確認する必要がある場合に領収証の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分かる資料の提示および閲覧を求められた場合は速やかに応じることと明記されました。保険者等の等には何が当てはまるか本来なら健康保険法上においても審査会には調査権はありません。もしかしたら等とは健康保険組合が審査と称し委託している点検業者も含むことになるのか。なかにはこの条文を付けて開示閲覧を求めてくる業者があるかもわかりません

もしそうなれば、最悪の事態でありそのようなことを回避するためにも本会としては徹底して健康保険法に反し違法ではないかということを訴え続けてきました。また今後も適宜訴えてまいります。10月1日より適応されるため、領収証の発行履歴の整備、来院簿、カルテ等に齟齬が無いよう普段からの受付業務、請求業務に注意をしていただくようお願い致します

重要

申請時のキャタピラ式部位転がしの疑義に要注意

1つの負傷部位が治癒、中止した月に新たな負傷部位の追加がある場合、部位転がしの疑義を持たれ、理不尽ですが患者照会の対象となる可能性が極めて高くなりますのでご注意ください。またその様な申請が多件数ある場合、作為的な極めて不自然な申請と捉えられますので、その様な申請の無きようご注意ください。

具体例を3例載せております。このような申請書は必ず対象となると思われるので注意してください。

例1

3傷のうち、1部位目が9月25日治癒し、翌26日より新たな負傷部位の追加

例2

月初めに3部位目追加、同月1部位目が治癒

例3

月初めに3部位目追加、同月1部位目が中止

柔道 整復 施術 療養 費 支 給 申 請 書

平成 29 年 9 月 分

参照用 ☆

都道府県番 30 300012 保険者番号

記号・番号 和 1・123456

公費負担者番号 公費負担医療の受給者番号① 1.協 2.組 3.共 4.国 5.退 6.後期 7.単併区分 8.高一 9.給付割合 10・9

公費負担者番号 公費負担医療の受給者番号② 1.単併 2.2併 3.3併 4.本家区分 5.六歳 6.家族 7.0.高 8.高7 9.給付割合 10・9

被保険者 世帯主・組合員の受給者 氏名 整骨 太郎 住所 和歌山県和歌山市福町49

療養を受けた者の氏名 生年月日 負傷の原因・業務災害通勤災害又は第三者行為外の原因による (1) グランドにてラグビー練習中にタックルをした際に頸部を捻り負傷する...

負傷名 負傷年月日 初検年月日 施術開始年月日 施術終了年月日 実日数 転帰

経過 請求区分 新規 継続

施術日 初検料 再検料 往療料 km 回 加算(休日・深夜・時間外) 加算(夜間・難路・暴風雨雪) 施術情報提供料

整復料・固定料 施療料 (1) (2) (3) (4) (5) 計 760 円

部位 通減% 通減開始月日 後療料 冷電法料 温電法料 電療料 計 多部位 計 長期 計

摘要 【長期施術継続理由】 (1) 頸部可動域制限、疼痛残存のため、長期頻回を要しました。 合計 3 8 2 5 7 円 一部負担金 1 1 4 7 8 円 請求金額 2 6 7 7 9 円

支払機関欄 1:振込 2:銀行送金 3:当地払 2:普通 3:当座 4:通知 別段 金融機関 〇〇〇〇 銀行 金庫 農協 ××××

上記の通り施術したことを証明します。 平成29年9月30日 〒640-0001 和歌山市〇〇〇1-1-1 近畿整骨院 柔道 近畿 三四郎 整復師氏名

上記請求に基づく給付金の受領方を左記の者に委任します。 平成29年9月30日 住所 (上記住所欄と同じ) 被保険者 世帯主 組合員 受給者 氏名



(様式第5号)

柔道整復施術療養費支給申請書

平成 29 年 9 月 分

参照用

都道府県番 30 施術機関コード
 保険者番号 3 0 0 0 1 2

記号・番号 和1・123456

公費負担者番号①	公費負担医療の受給者番号①	1.協 2.組 3.共	単併区分 1.単加 2.2併 3.3併	4.国 5.退 6.後期	7.単加 8.高一 9.給付割合 10.9
公費負担者番号②	公費負担医療の受給者番号②				1.単加 2.本人 3.本人 4.六歳 5.六歳 6.家族 7.0.高 8.7 9.8 10.7

被保険者 氏名 整骨 太郎 住所 和歌山県和歌山市福町49
 世帯主・組合員の氏名 住所
 受給者 住所

療養を受けた者の氏名 生年月日 負傷の原因
 整骨 次郎 1男 1明 2大 58年1月1日
 2女 3昭 4平
 負傷の原因:業務災害通勤災害又は第三者行為外の原因による
 (1)グラウンドにてラグビー練習中にタックルした際に頸部を捻り負傷する。
 (2)グラウンドにてラグビー練習中にタックルした際に腰部を捻り負傷する。
 (3)路上にてジョギング中に段差で転倒し左膝関節を捻り負傷する。

1部位目月末治癒

負傷名	負傷年月日	初検年月日	施術開始年月日	施術終了年月日	実日数	転帰
(1) 頸部捻挫	29・7・1	29・7・1	29・9・1	29・9・30	24	治癒・中止・転医
(2) 腰部捻挫	29・7・1	29・7・1	29・9・1	29・9・30	24	治癒・中止・転医
(3) 左膝関節捻挫	29・9・4	29・9・4	29・9・4	29・9・30	22	治癒・中止・転医
(4) 月始め部位追加						治癒・中止・転医
(5)						治癒・中止・転医

経過 請求区分 新規 継続

の 施術日 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

初検料 円 初検時相談支援料 円 再検料 円 往療料 km 回 円 金属副子等加算(大・中・小) 円 計 円
 加算(休日・深夜・時間外) 円 加算(夜間・難路・暴風雨雪) 円 施術情報提供料 円

内 整復料・固定料 施療料 (1) 円 (2) 円 (3) 760 円 (4) 円 (5) 円 計 760 円

部位	通減%	通減開始月	後療料	冷電法料	温電法料	電療料	計	多部位	計	長期	計
(1)	100	—	505 24	12,120	24 1,800	24 720	14,640	—	—	—	14,640
(2)	100	—	505 24	12,120	24 1,800	24 720	14,640	—	—	—	14,640
(3)	60	—	505 21	10,605	1 85 17 1,275	17 510	12,475	0.6	7,485	—	7,485
(4)	60	—	—	—	—	—	—	0.6	—	—	—
(5)	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

摘要	合計	3	7	5	2	5	円
	一部負担金	1	1	2	5	8	円
	請求金額	2	6	2	6	7	円
	※						円

支払機関欄 支払区分 ①:振込 ②:銀行送金 ③:当地払
 預金の種類 ①:普通 ②:当座 ③:通知 ④:別段
 金融機関 〇〇〇〇 銀行 金庫 農協 ××××

上記の通り施術したことを証明します。
 平成29年9月30日 〒640-0001 和歌山市〇〇〇1-1-1 近畿整骨院
 柔道整復師氏名 近畿 三四郎
 上記請求に基づく給付金の受領方を左記の者に委任します。
 平成29年9月30日 住所(上記住所欄と同じ) 被保険者 氏名
 [世帯主] 氏名
 [組合員] 氏名
 [受給者] 氏名

和歌山市 協同組合 近畿整骨師会



柔道 整復 施術 療養 費支 給申 請書

平成 29 年 9 月分

参照用

都道府県番 30 施術機関コ 3 0 0 0 1 2 保険者番号

記号・番号 和1・123456

公費負担者番号 公費負担医療の受給者番号 1.協 2.組 3.共 4.退 5.後 6.後 7.後 8.高 9.給 10.9 1.単 2.併 3.併 4.本 5.家 6.家 7.高 8.給 9.給

被保険者 世帯主・組合員 氏名 整骨 太郎 住所 和歌山県和歌山市福町49

療養を受けた者の氏名 生年月日 整骨 三郎 1男 1明 2大 2女 3時 4平 59年1月1日

負傷の原因・業務災害通勤災害又は第三者行為外の原因による (1)グラウンドにてラグビー練習中にタックルした際に頸部を捻り負傷する。(2)グラウンドにてラグビー練習中にタックルした際に腰部を捻り負傷する。(3)路上にてジョギング中に段差で転倒し左膝関節を捻り負傷する。

1 部位目月末中止

Table with columns: 負傷名, 負傷年月日, 初検年月日, 施術開始年月日, 施術終了年月日, 実日数, 部位. Rows include: (1) 頸部捻挫, (2) 腰部捻挫, (3) 左膝関節捻挫, (4) 月始め部位追加, (5) 月始め部位追加.

経過 新規 継続

の 施術日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

初検料 円 再検料 円 往療料 km 回 円 金属副子等加算(大・中・小) 円 計 円

加算(休日・深夜・時間外) 円 加算(夜間・難路・暴風雨雪) 円 施術情報提供料 円 計 760 円

Table with columns: 部位, 通減%, 通減開始月, 後療料, 冷罨法料, 温罨法料, 電療料, 計, 多部位計, 長期計. Rows include: (1) 100, (2) 100, (3) 60, (4) 100.

Table with columns: 摘要, 合計, 一部負担金, 請求金額, *. Values: 3 7 5 2 5 円, 1 1 2 5 8 円, 2 6 2 6 7 円.

支払区分 1:振込 2:銀行送金 3:当地払 預金の種類 1:普通 2:当座 3:通知 4:別段 金融機関 〇〇〇〇 銀行 農協 ××××

上記の通り施術したことを証明します。平成29年9月30日 〒640-0001 所在地 和歌山市〇〇〇1-1-1 名称 近畿整骨院 電話 フリガナ 近畿 三四郎

上記請求に基づく給付金の受領方を左記の者に委任します。平成29年9月30日 住所 (上記住所欄と同じ) 被保険者 世帯主 組合員 氏名 受給者

この欄は、患者が記入してください。ただし、患者が記入できない場合には、代理記入の上、押印してください。

和歌山市 協同組合 近畿整骨師会

